

平成15年度

# 市民税・県民税の申告相談

2月4日～3月17日

## ★申告を必要とする方★

今年の1月1日現在、市内に住所を有している方は、原則として申告書を提出しなければなりません。

### 〔該当者〕

- 商業・農業・製造業などの事業を営んでいる方
- 譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得のあった方
- 給与所得または公的年金等（国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など）による所得以外の所得のあった方
- 給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
- 給与所得者または公的年金等所得者で、事業所または公的年金等支払者から、給与支払報告書、または公的年金等支払報告書が白石市に提出されていない方

●収入のなかった方も、申告書の裏面に、収入のなかった事由を書いて提出してください。

●税務署に確定申告書を提出される方や、給与支払報告書が白石市に提出されている方は申告の必要がありません。

## ★申告に必要なもの★

申告には次のものが必要です。

- 所得の状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できるもの（計算資料など）
- 配偶者・扶養親族などの収入額がわかるもの
- 医療費などの受領書
- 生命保険料・損害保険料などの控除証明書
- 印鑑

## ★所得税の確定申告★

所得税の確定申告は、平成14年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや、不足分を精算するための申告です。

源泉徴収票や予定納税で納め過ぎになっている方、給与所得などで雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告をしなければ、納め過ぎになっている税金は還付されません。

税金の還付申告をする方は、1月6日以降であれば、税務署で申告を受け付けていますから、早めに申告をしてください。

なお、印鑑（預金通帳に使用のもの）と預金通帳（郵便貯金通帳も可）を持参のうえ申告してください。

## 市・県民税申告相談日程表 (受付9:00～11:00・13:00～15:30)

相談日	曜日	会場	自治会		相談日	曜日	会場	自治会	
			午前	午後				午前	午後
2月4日	火	小原公民館	上戸沢、下戸沢、冷清水	赤井畠、大熊、塩倉	2月26日	水	福岡公民館	上原、下原、山ノ下	鎌先、弥治郎、大綱
2月5日	水		東、中北、新町	猿鼻、赤坂、湯元 明戸、小久保平	2月27日	木		沖	山根
2月6日	木	斎川公民館	斎川 1区、2区、3区	斎川 4-1区、4-2区	2月28日	金		八宮、芹沢	蔵王、不忘、川原子
2月7日	金	大平公民館	斎川 5区、6区	斎川 7-1区、7-2区、8区	3月3日	月	市役所大會議室	滝上、尾篠、岩ノ上	滝下
2月10日	月		大平 2区、3-1区	大平 1区、8区、城南の丘	3月4日	火		本町、中町、長町、亘理町	南町
2月12日	水	大鷹沢公民館	大平 3-2区、7区	大平 4区、5区、6区	3月5日	水		田町	短ヶ町、新町、中益岡、東益岡
2月13日	木		大鷹沢 1区、2区、田中	大鷹沢 3区、4区、6区	3月6日	木		西益岡、寿町、清水小路	柳町
2月14日	金	越河公民館	大鷹沢 5区、7区、8区	大鷹沢 9区、10区、11区、12区	3月7日	金		本郷第一	旭町
2月17日	月		越河 1区、2区	越河 3区、4区	3月10日	月		本郷第三	本郷第三
2月18日	火	深谷公民館	越河 5区、6区	越河 7区、8区	3月11日	火		本郷第二、本郷第四	郡山
2月19日	水		越河 9区、10区	(保守点検のため受付できません)	3月12日	水		上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉
2月20日	木	白川公民館	西区上、南区	酪農事業者（福岡全地区）	3月13日	木		緑が丘	寿山
2月21日	金		西区下、東区	北区、三住	3月14日	金		上記日程で申告できなかった方	
2月24日	月	白川公民館	白川 1区	白川 2区、4区					
2月25日	火		白川 3区、5区	白川 6区、7区	3月17日	月			

◎3月14日・17日は大変込み合いますので、なるべく指定した日の申告にご協力ください。

◎地区公民館での申告日（2月中）は、担当職員全員が会場に移動しますので、市役所での申告は受付できません。ご了承願います。

◎越河地区の最終日【2月19日(水)】の午後は、申告システムの保守点検のため申告は受付できません。ご了承願います。

◎この申告は、市民税・県民税が算定されるばかりでなく、国民健康保険税及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです。

◎市税の納付は口座振替が便利です。ご希望の方は申告会場に「預金通帳・印鑑・納税通知書」をご持参ください。

⑨税務課市民税係 ☎ 22-1313